平成30年1月1日から風しんの届出が変わりました。

風しんによる被害をなくすために、平成32年度までの風しんの排除を目指しています。

主な改正ポイント

1 改正前 医師が診断後※、7日以内に届け出る

改正後 医師が診断後※、直ちに届け出る

※臨床診断例を含む

つ 改正前 ウイルス遺伝子検査を可能な限り実施

改正後 ウイルス遺伝子検査を原則として全例実施

●検体採取前に保健所へお問い合わせ下さい

3 改正前 集団発生した場合、積極的疫学調査を実施

改正後 1例でも発生した場合、積極的疫学調査を実施

風しんの届出のために必要な要件

検査診断例: ①届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、

かつ、②届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

臨床診断例: ①届出に必要な**臨床症状**の3つすべてを満たすもの。

①届出に必要な**臨床症状**

ア 全身性の小紅斑や紅色丘疹、イ 発熱、ウ リンパ節腫脹

②届出に必要な病原体診断

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	咽頭ぬぐい液、 血液、髄液、尿
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	
抗体の検出(IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転 又は抗体価の有意上昇)	血清



検索

風しん届出基準



麻しん・風しん。 検査及び調査にご協力ください。

1

医師により保健所長を経由して都道府県知事へ直ちに届出が行われます。

感染症法第12条第1項により定められています。

2

血液・尿・咽頭ぬぐい液などの採取にご協力ください。

麻しんや風しんと診断された場合は、患者の皆様に感染症法に 基づく検体(血液、尿、咽頭ぬぐい液など)の採取をご協力いただいております。



血液検査



尿検査



咽頭ぬぐい液検査

●検体採取前に保健所へお問い合わせ下さい

3

保健所の職員による感染拡大防止のための調査へご協力ください。

麻しん・風しんは、人から人へ感染させる可能性のある病気です。 そのため、保健所は、感染の流行を予防するため、感染が疑われ る方を確認し、必要な方へ緊急ワクチン接種の推奨や健康観察 等を行っています。

